

# 事務所ニュース

労働保険事務組合  
第一労務協会  
京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18  
TEL. (075) 864-3336  
FAX. (075) 864-3367 〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

## スポット

### 実質賃金の目減りが慢性化へ 収入を超える物価上昇が要因

「実質賃金」という言葉が、昨年暮れの衆議院選挙の際、新聞、テレビなどの報道でクローズ・アップされました。「アベノミクス」の是非を問うとき、不満を示す例として、「実質賃金が減り続けている」点が挙げられました。

ことばのイメージとしては分かりませんが、正確にはどういう意味なのでしょう。

新聞報道等の根拠となっているのは、厚生労働省の毎月勤労統計調査です。その名のとおり、賃金・労働時間等の推移について1カ月ごとにデータを公表しています。

調査対象となっている「現金給与総額」とは、所定内給与、時間外等の所定外給与、ボーナス等の特別給

与の合計です。

これは、所得税・社会保険料等を控除する前の金額で、現金給与総額の平均を算出した後で「前年同月」と比較します。

「実質賃金」とは、前記の現金給与総額（名目）を消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除したものと定義されています。混同しやすいものに「可処分所得」がありますが、これは給与総額から税・保険料等を引いた「手取り給与」を指します。

物価は、平成26年4月の時点で前年同月比3・4%アップしました。それ以降、毎月3%前後のアップ率で推移しています。いうまでもなく、消費税アップや円安の影響を受けた

ものです。

注目すべきなのは、実質賃金はそれよりずっと前の平成25年7月からマイナスが続き、平成26年10月時点で「16カ月連続減」となっている点です。

物価の上昇局面で、賃上げが追いつかないのは経済の常識です。消費税の引上げ以前から、アベノミクスの影響で実質賃金の目減りは続いていたのです。

要は、この「当座の苦しみ」に国民がどれだけ耐えられるか（その先の明るい未来を信じられるか否か）が選挙の重要な争点となったわけですが、結果は、アベノミクスを是とする答えが多かったようです。

2015

2

# 最低賃金の効力

知って得する



## 賃金実務

最低賃金法は昭和34年に制定・施行されましたが、その決定方法は時代につれて変遷を重ねてきました。現在の枠組みは、平成19年の法改正（20年施行）により整備されたものです。

最賃法は、「賃金の低廉な労働者について、最低額を保障することにより、労働条件の改善等を図る」ことを目的とします（第1条）。このため、使用者に対して「最低賃金額以上の賃金支払」を義務付けています（第4条1項）。

違反した場合、2種類のペナルティーを受けます。

第1は、刑事罰です。最低賃金

国の政策的誘導もあり、最低賃金は急ピッチで上昇しています。パートの賃金を決める際、最低賃金の引上げ額をにらみながら、ため息をつく事業主も多いと思います。最低賃金はどうやって決めるのか、違反することどんなペナルティーを受けるのかなど、基本事項を再確認しましょう。

には、地域別最賃と特定（産業別）最賃の区別があります。最賃法では、「地域別最低賃金および船員

## 契約を「直律的に」修正 地域別は罰金刑も適用

に適用される特定最低賃金に係るものに限り、「違反者には50万円以下の罰金刑を科すと定めています（最賃法第40条）。一般の特定最賃について直接的な罰則規定は存在しません。ただし、「労働基準法の賃金の全額払違反の罰則（30

万円以下の罰金）の対象となり得る」と解されている点には注意が必要です。

第2は、民事的な効力です。最賃法では、「労働契約で最低賃金額に達しない賃金を定めるものは、その部分について無効とし、無効となった部分は最低賃金と同様の定めをしたものとみなす」と規定しています（第4条2項）。

これは、いわゆる直律的効力と呼ばれるものです。たとえ、パート等が「最低賃金より安い時給で

受ける場合、最高のものを適用する」（最賃法第6条）という原則が示されています。

地域別最賃は、都道府県別に決定され、おおむね10月前後に発効します。夏に中央最低賃金審議会が引上げの目安額を示し、地方最低賃金審議会ではそれを参考にしながら審議します。「厚生労働大臣または都道府県労働局長がその意見を聴いて」、決定・公示します。

特定最低賃金は、基本的に都道府県別（全国もあります）・特定の産業別（すべてではありません）に決定されます。労働者・使用者の全部・一部を代表する者が厚生労働大臣・都道府県労働局長に申し出た場合、最低賃金審議会の審議を経て特定最賃の改定が行われます。

最低賃金の適用を受ける使用者は、その概要を掲示または周知する義務を負います（最賃法第8条）。違反がある場合、労働者は労基署等に申告する権利が保障されています（同34条）。